

# 介護老人保健施設メイプル居宅介護支援契約書

## 第1条（居宅介護支援の目的）

介護老人保健施設メイプルは、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供いたします。なお、サービス事業者の選定に当たっては、利用者及び家族の希望をふまえ公正中立に行うこととします。

## 第2条（契約期間）

この契約期間は、契約締結日から要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日の7日前までに利用者から文書等による契約終了の申し出がない場合には、本契約を同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第3条（居宅サービス計画の変更）

事業者は、利用者が居宅サービス計画やサービス内容の変更を希望する場合には、速やかにケアプランを変更すると共に、これに基づきケアプランが円滑に提供されるようサービス事業者への連絡調整を行います。

## 第4条（サービス提供の記録等）

事業者は、一定期間ごとにケアプランに記載したサービス提供の目標等の達成状況を評価し、その結果を利用者に説明いたします。事業者はこの記録を作成完了後5年間は適性に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりコピーを交付いたします。

## 第5条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対していつでも1週間以上の予告期間を以ってこの契約を解除することができます。

## 第6条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。

## 第7条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- ① 第2条の規程により、事前の更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- ② 第5条の規程により、利用者から解約の意思表示がなされかつ予告期間が満了したとき
- ③ 第6条で定める条件が満たされ、かつ事業者から解約の意思表示がなされたとき
- ④ 下記の理由により利用者にサービスが提供できなくなったとき
  - I 利用者が介護保険施設に入所したり、医療施設に入院したとき(概ね3ヶ月以上)
  - II 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
  - III 利用者がお亡くなりになったとき

事業者は契約の終了にあたり、必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者に関係書類を引き継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村等への連絡調整を行うものとします。

## 第8条(秘密保持)

事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命・身体に危険がある等正当な理由がある場合を除き、契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことは致しません。

## 第9条(個人情報使用の同意)

利用者の個人情報については、利用者の居宅サービス計画に沿ってサービスを提供するために実施するサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要な範囲で利用するものとします。個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることが無いよう細心の注意を払うこととします。

第10条（苦情対応）

利用者に提供した介護サービスに苦情や要望がある場合、または事業者が作成したケアプランに基づいて提供された居宅サービスに苦情等がある場合には、事業者、保険者、国保連にいつでも苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明確にすると共に、苦情の申し立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実にその対応を行います。事業者は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由に、何ら不利益な扱いをすることはありません。

上記の説明を受け居宅介護支援の契約を締結いたします

令和 年 月 日

【利用者】氏名 \_\_\_\_\_

【署名代理人】氏名 \_\_\_\_\_ (続柄)

【事業者】医療法人社団 介護老人保健施設メイプル

理事長 三神 俊史